原子力災害等医療実効性確保事業

有識者ヒアリングご所見に対するご回答(令和2年度行政事業レビュー)

所見1

活動指標について、研修への参加人数を示すべき。(飯島委員)

ご意見を踏まえ、レビューシートのアウトプットに、研修への参加人数を追記しました。

所見2

成果目標について、研修により指定病院の対応力がどう向上したかわかるような指標 はできないか。 (飯島委員)

所見3

研修による能力の向上を測る手段(試験やアンケートなど)を実施し、その結果を成果目標に組み入れる工夫が必要。(伊藤委員)

能力向上の評価方法につきましては、多岐にわたる専門分野の能力の把握・評価を行う ことは簡単ではないため、今後、研修事業等を実施しながら検討を進めていきます。

所見4

研修・訓練について内閣府との連携をしっかり行えるようにするべき。(西垣委員)

内閣府との役割分担につきましては、原子力規制委員会(原子力規制庁)が高度被ばく 医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターを支援し、内閣府は原子力災害 拠点病院及び原子力災害医療協力機関を支援することとしています。内閣府が支援する 原子力災害拠点病院は地域での医療連携の中核となる医療機関であるため、引き続き、 内閣府と連携しながら事業を進めていくこととしています。

所見5

平成 27 年度の公開プロセスで指摘された事項への対応を示すべき。(西垣委員)

所見5-1 (平成27年度の公開プロセスでの指摘)

成果目標でいう原子力災害医療体制の整備については、各テーマにおいて、どのような状況が整えば整備されたと認めることができるのか、その与件を明確にしたうえで、原子力災害医療政策全体の中での本事業の位置付け及び最終目標年度(平成29年度)までのアクションプランを、福島原子力事故の実績を教訓として参考に、抜本的に再定義・再設定し、これに合うアウトカムとアウトプットの合理的な体系化・各年度における達成度の見える化を抜本的かつ早急に検討すべき。

東京電力福島第一原子力発電所事故において、自然災害と原子力災害の複合災害に対し、従来の緊急被ばく医療体制では十分に対応できない状況が生じたことを踏まえ、複合災害を見据え、被ばくのおそれのある傷病者を確実に受け入れて適切に対処できるよう、平成27年(公開プロセスの後)に原子力災害対策指針を改正し、高度被ばく医療センター及び原子力災害医療・総合支援センター並びに原子力災害拠点病院等からなる原子力災害医療体制を定めました。

本事業は、これら施設の指定を促進するとともに、医療関係者の能力向上を図ることにより、この原子力災害医療体制の整備を進めることを目的とするものです。この位置

づけに基づき、アウトカム及びアウトプットについて、体制整備の進捗状況を踏まえつつ、段階的に見直しを行ってきています。例えば、アウトカム指標として、平成27年度(公開プロセス後)に支援センターの指定を、29年度には原子力災害拠点病院が指定された地域数を設定しており、今年度には、研修・訓練を実施した拠点病院の割合を追加して設定したところです。

所見5-2 (平成27年度の公開プロセスでの指摘)

原子力災害対策については、国民に深く関わる政策分野であり、スピード感をもって 計画的に進めるとともに、分かり易い情報を国民に積極的に提供していくべき。

国民に向けた情報提供として、原子力規制委員会のホームページ上に「原子力災害時における医療体制」というページを設け、原子力災害医療に係る最新の情報を提供することとしました。この中で、原子力災害医療体制の説明や原子力災害拠点病院の指定状況の情報提供を行っています。

○参考(該当ウェブページ)

https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/measure/medicalsystem.html

所見 5 - 3 (平成 27 年度の公開プロセスでの指摘)

本事業における各テーマは①原子力災害医療体制の整備、②研修カリキュラムの見直し、③人材の育成など、それぞれ複雑な要素の絡み合った事業、全体を抜本的に見直すとともに、予算を厳格に見積もって、事業を再構築すべき。

原子力災害医療体制全体に見直しを加え、平成30年7月に原子力災害対策指針及び「原子力災害拠点病院等の施設要件」を改正するとともに、人材育成を効果的・効率的に行うことができるよう、研修の体系化や研修情報の一元管理を行うこととしました。

これらを踏まえ、令和元年度の予算編成において、原子力災害拠点病院が未指定の県等 担当地域を有する支援センターに対して重点的な予算配分を行うなど、事業全体の見直し を行いました。

なお、その結果、予算の執行率も、平成30年度の90%(補正予算分を除く)から、 令和元年度の99%(同左)に上がっています。

所見5-4 (平成27年度の公開プロセスでの指摘)

各地域の体制整備を支援する内閣府との連携はもとより、厚生労働省とも連携して感染症指定医療機関のノウハウ等を活用するなど、事業効率の向上を図るべき。

平成30年7月に原子力災害対策指針及び「原子力災害拠点病院等の施設要件」を改正し、中心的・先導的役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターを設けるとともに、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの業務の見直しを行い、事業効率の向上を図っています。本改正に当たって内閣府、厚生労働省等の関係省庁からも意見を聞いているところであり、今後も関係省庁と連携しながら事業を進めていくこととしています。